

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の税率等について

1 法人県民税の税率等

R8.4月版
福島県

○ 均等割

区 分	納める額
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 880,000円 (うち ふくしま森林づくり県民税 80,000円)
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 594,000円 (うち ふくしま森林づくり県民税 54,000円)
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 143,000円 (うち ふくしま森林づくり県民税 13,000円)
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 55,000円 (うち ふくしま森林づくり県民税 5,000円)
上記の法人以外の法人等	年額 22,000円 (うち ふくしま森林づくり県民税 2,000円)

(注) 1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は、同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から「資本金等の額」は以下のとおりとなります。

- ①「資本金等の額」に無償増減資等の金額を加減算する。
 - ②「資本金等の額」が「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合、「資本金」と「資本準備金」の合計額とする。
- 2 令和13年3月31日までに開始する各事業年度分にはふくしま森林づくり県民税として10%が加算されます。
 - 3 「上記の法人以外の法人等」の区分が適用となる法人は以下のとおりです。
 - (1) 公共法人及び公益法人等(地方税法第25条第1項に規定する法人は非課税です。また、法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものは資本金等の額に応じて均等割が課税されます。
 - (2) 一般社団法人及び一般財団法人
 - (3) 人格のない社団等(収益事業を行わない人格のない社団及び財団は非課税です。)
 - (4) 資本金の額又は出資金の額を有しないもの(①～③に掲げる法人を除きます。)
 - (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

○ 法人税割

区 分	税率 (R1.10.1以後に開始する事業年度)
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び相互会社	法人税額 × 1.8% } ※
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	
	課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える場合
	課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の場合
	法人税額 × 1%

※ 令和元年10月1日以後に開始し、令和9年1月31日までに終了する各事業年度分について適用されます。

2 法人事業税の税率等

区 分	所得等の区分	税率			
		R1.10.1～R2.3.31 の間に開始する 事業年度	R2.4.1～R4.3.31 の間に開始する 事業年度	R4.4.1以後に 開始する事業年度	
所得を課税標準とする法人	普通法人 公益法人等 人格のない社団、財団等	所得のうち年400万円以下の金額	3.5%		
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.3%		
		所得のうち年800万円を超える金額	7.0%		
	外形標準課税法人以外の法人	上記普通法人等で3以上の都道府県に事務所等を有し、資本金又は出資金の額が1,000万円以上の場合(軽減税率不適用)	7.0%		
		特別法人 協同組合、信用金庫、医療法人等	所得のうち年400万円以下の金額	3.5%	
		所得のうち年400万円を超える金額	4.9%		
外形標準課税法人※1	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	0.4%	1.0%	
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.7%		
		所得のうち年800万円を超える金額	1.0%		
	3以上の都道府県に事務所等を有している法人(軽減税率不適用)	1.0%			
	付加価値割	付加価値額	1.2%		
資本割	資本金等の額	0.5%			
収入金額(等)を課税標準とする法人	電気供給業(小売電気事業、発電事業、特定卸供給事業を除く)、ガス供給業(一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を行う法人)、保険業、貿易保険業	収入金額	1.0%		
	外形標準課税法人以外の法人	収入金額	1.0%	0.75%	
		所得金額	—	1.85%	
	外形標準課税法人※1	収入金額	1.0%	0.75%	
		付加価値額	—	0.37%	
		資本金等の額	—	0.15%	
	ガス供給業のうち、特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内でガス製造事業を行う法人(特定ガス供給業法人)	収入金額	1.0%	0.48%	
		付加価値額	—	0.77%	
		資本金等の額	—	0.32%	

※1 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人に加え、前事業年度に外形標準課税対象法人であり、当該事業年度末日の資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、同末日の払込資本(資本金+資本剰余金)が10億円を超える法人が外形標準課税の対象となります。

※2 特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

☞ 裏面もご確認ください。

3 特別法人事業税の税率等

法人区分	課税標準	税率		
		R1.10.1～R2.3.31 の間に開始する事業年度	R2.4.1～R4.3.31 の間に開始する事業年度	R4.4.1 以後に開始する事 業年度
所得を課税標準とする法人	普通法人	37.0%		
	特別法人	34.5%		
	外形標準課税法人	260.0%		
収入金額(等)を課税標準とする法人	電気供給業(小売電気事業、発電事業、 特定卸供給事業を除く)、ガス供給業(一 般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を 行う法人)、保険業、貿易保険業を法人	30.0%		
	電気供給業のうち、 ・小売電気事業 ・発電事業 ・特定卸供給事業 ※ を行う法人	30.0%	40.0%	
	ガス供給業のうち、特別一般ガス導管事 業者に係る供給区域内でガス製造事業を 行う法人(特定ガス供給業法人)	30.0%		62.5%

※ 特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

4 その他

- 申告書様式の入力用については、提出していただく必要はありません。
- 独自に作成した申告書で申告される場合は、本県から送付した申告書用紙を添付していただく必要はありません。
- eLTAXを活用して電子申告・納付をすることができます。詳細は以下URLよりeLTAXホームページをご確認ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp/>
- 令和元年9月までに開始する各事業年度の税率(地方法人特別税も含む。)は、以下URLよりご確認ください。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/486180.pdf>
- 申告書関係書類、納付書及び異動届等については、税務課のホームページよりダウンロードできます。
なお、ホームページ上からの申告、納付、申請等はいえませんが、手続きはeLTAXまたは各地方振興局にて行っていただきますようお願いいたします。



以下のリンク先等を確認いただけます。

- ・ 福島県税務課ホームページ
- ・ 福島県法人二税税率表(令和元年9月までに開始する事業年度)
- ・ eLTAXホームページ

南会津地方振興局県税部 納税課税課 課税チーム 電話0241-62-5214 F A X 0241-62-5219
 福島県税務課ホームページアドレス <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/>
 eLTAXホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>